

消防災第158号
消防広第407号
消防予第552号
消防特第255号
令和7年12月16日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁防災課長
消防庁広域応援室長
消防庁予防課長
消防庁特殊災害室長

林野火災の残火処理等における消火薬剤の活用について（通知）

平素より消防防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年2月の大船渡市林野火災を踏まえ、消防庁では、「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、報告書を取りまとめたところです。

報告書では、林野火災における消火薬剤の活用について、個別の消火薬剤の火災に対する有効性や健康・環境への影響に関する評価方法等を検討するとともに、当該評価方法等が定まるまでの間、まずは残火処理など散布場所が限定され、少ない散布量での消火効果が期待でき、消火薬剤の運搬・混合作業等現場の運用への影響も少ないと考えられる場合における消火薬剤の活用方法に関する要領を、令和8年の林野火災に向けて明確化すること等が提言されています。

このことを踏まえ、消防庁では、「林野火災用消火薬剤の評価方法等に関する意見聴取会」（以下「意見聴取会」という。）を開催しているところですが、今般、意見聴取会での議論等を踏まえ、残火処理等における消火薬剤の活用について、当面の運用をとりまとめましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、林野火災において消火薬剤を活用する場合には本通知に留意して取り組むとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知されますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 本通知の対象範囲等

本通知では、林野火災において、陸上及び空中からの消火に当たり、残火処理など散布場所が限定され、少ない散布量での消火効果が期待でき、消火薬剤の運搬・混合作業等現場の運用への影響も少ない場合における消火薬剤の活用を想定しているものであること。

なお、これ以外の場合における消火薬剤の活用を妨げるものではなく、個別の状況に応じて、消火薬剤の効果や影響等について、本通知の内容を参考とする等して適切に判断されたいこと。

2 消火薬剤の活用方法

(1) 散布場所

消火薬剤の散布場所は、原則、河川・湖沼等の付近を避けること。

(2) 使用方法等

- 消火薬剤の活用に当たっては、運搬・混合作業等現場の運用への影響と消火薬剤の消火効果等を踏まえて、総合的に活用を判断すること。
- 消火薬剤製造事業者が示す方法（濃度、混合方法、散布機材）に基づき、保管、混合及び散布を実施すること。
- 敷設場所については、消防防災ヘリの赤外線カメラや熱画像直視装置等の熱源探査機器の活用も考慮し選定すること。
- 敷設範囲を事前に指定し、各隊が無用の散布や重複散布を行わないようすること。
- 風下に隊員がいないことを確認し、散布方向・風向を考慮して実施すること。
- 敷設後は薬剤残留による滑りや転倒の危険を考慮し、足場等の安全確認を確実に行うこと。
- 活動終了時には使用内容（製品名、散布場所、散布量等）を記録すること。
- 火災又は訓練で消火薬剤を使用した場合には、資機材の洗浄等の維持管理を適切に行うこと。

(3) 訓練

消火薬剤の活用に当たっては、(1)及び(2)の内容が適切に実施できるよう、定期的に消火薬剤を活用することを前提とした訓練を行うこと。

(4) 緊急消防援助隊等における活用

緊急消防援助隊や都道府県内応援隊等により林野火災の対応のために応援に出動する際には、各消防本部で保有している林野火災用の消火薬剤及び関連資機材を現地に携行し、地元の消防本部の意向を踏まえて使用すること。

なお、現地に携行した消火薬剤を使用した場合は、他の活動経費と同様に財政措置されるものであること。

3 消火薬剤の散布に関する関係機関との情報共有

林野火災発生時の消火活動において、消火薬剤を活用した場合には、次の事項について、散布した場所の水道事業者、都道府県等の公衆衛生部局（保健所等）及び環境部局に情報提供すること。

- (1) 敷布日時
- (2) 敷布場所
- (3) 消火薬剤の製造メーカー、製品名及び主成分
- (4) 敷布量（消火薬剤の使用濃度を含む）

4 その他

林野火災における消火薬剤の残火処理等以外の一般的な活用については、意見聴取会の議論等を踏まえ、令和9年の林野火災に向けて、個別の消火薬剤の消火・延焼防止の効果や健康・環境影響に関する評価方法等とともに、具体的な活用方法を今後改めて通知する予定であること。

<参考>

- ・林野火災用消火薬剤の評価方法等に関する意見聴取会
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-183.html